

| 国名                   | 韓国   |
|----------------------|--|
| 公的年金の体系              |  |
| 被保険者<br>(◎強制△任意×非加入) | <p>〈国民年金〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18～59歳の被用者は「事業所加入者」として◎</li> <li>・18～59歳の自営業者，27歳以上の無業者は「地域加入者」として◎</li> <li>・専業主婦などの無所得配偶者や26歳までの所得のない学生などは「任意加入者」として△</li> <li>・保険料の最低拠出年数を満たしていない人は60歳を超えても保険料を払い続ける「任意継続加入者」として△</li> </ul>  |
| 保険料率（2022年現在）        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業所加入者」は所得の9.0%に固定（労使折半）。標準報酬は，課税所得を基準。</li> <li>・「地域加入者」「任意加入者」「任意継続加入者」は9.0%に固定（全額本人負担）。</li> </ul>   |
| 支給開始年齢               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・62歳（2018～2022年）。支給開始年齢は，2013年以降，1953年生まれの者から5年ごとに1歳ずつ引き上げ，2033年には65歳（1964年以降の誕生者）となる予定。</li> </ul>   |
| 基本給付額                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年の所得代替率は43%。所得代替率は，2008年以降，毎年0.5%ずつ引き下げられており（2007年改正），2028年の所得代替率は40%となる予定。</li> </ul>   |
| 給付の構造                | <p>基本年金額（年額）</p> $= (2.4A + 1.8B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_1/P) \quad (\leftarrow 1998年以前：所得代替率70\%)$ $+ 1.8(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_2/P) \quad (\leftarrow 1999\sim 2007年：所得代替率60\%)$ $+ 1.5(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_3/P) \quad (\leftarrow 2008年：所得代替率50\%)$ <p>.....</p> $+ 1.29(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_{17}/P) \quad (\leftarrow 2022年：所得代替率43\%)$ <p>.....</p> $+ 1.2(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_{23}/P) \quad (\leftarrow 2028年：所得代替率40\%)$ <p>A：全ての被保険者の平均月額所得（年金支給開始直前の3年間）<br/>         B：被保険者本人の保険加入期間中の基本月額所得（標準報酬月額）の平均値<br/>         n：被保険者本人の保険加入期間のうち20年を超えた月数<br/>         P：被保険者本人の全保険加入月数<br/>         P<sub>1</sub>：1998年以前の保険加入月数，P<sub>2</sub>：1999～2007年までの保険加入月数<br/>         P<sub>3</sub>：2008年の保険加入月数，P<sub>17</sub>：2022年の保険加入月数，P<sub>23</sub>：2028年の保険加入月数</p> <p>* A及びBに乘じる乗率は，2008～2027年にかけて，1.5から毎年0.015減少し，2028年には1.2となり，固定される予定。<br/>         * 上記算定式で導き出される基本年金額は「年額」であり，「月額」に換算するには基本年金額を12か月で除する必要がある。</p> |
| 所得再分配                | <p>上記の基本年金額の計算式のうち，Aが「均等部分」であり，Bが「報酬比例部分」となっている。「均等部分」において所得再分配が行われている。</p>  |
| 公的年金の財政方式            | <p>修正積立方式。年金制度が未成熟のため，保険料収入の相当部分は積み立てられている。</p>  |
| 国庫負担                 | <p>国民年金サービスの費用の一部と，農漁業者の保険料の一部を国庫が負担。</p>  |

|               |  |
|---------------|--|
| 年金制度における最低保障  | 保険料方式の「国民年金」とは別に、無年金者や低年金者に対して税財源に基づく「基礎年金」が支給される。   |
| 無年金者への措置      | 2008年より、無年金者や一定の所得水準以下の高齢者に対して、租税を財源に支給される公的扶助制度として「基礎老齢年金」を導入。2014年からは、給付水準を引き上げ「基礎年金」に改正された。 |
| 私的年金          | 5人以上の被用者をもつ事業主は、退職金制度（一時金）か、退職年金制度を導入することが法律で義務付けられている。また、任意加入の個人年金がある。                        |
| 国民への個人年金情報の提供 | インターネットで、過去の保険料納入状況や将来の予想年金額を知ることができる。   |

(金 明中・ニッセイ基礎研究所主任研究員／亜細亜大学特任准教授)

## 韓国の年金制度

金 明中 (ニッセイ基礎研究所主任研究員／  
亜細亜大学特任准教授)

### 1. 制度の概要と高齢者の経済的状況

韓国における公的年金制度は、一般被用者・自営業者などを対象とする「国民年金」や特定職業従事者のみを対象とする「特殊職域年金」に分かれている。「特殊職域年金」は、さらに、公務員を対象とする「公務員年金」、軍人を対象とする「軍人年金」、私立学校の教職員を対象とする「私立学校教職員年金」、郵便局職員を対象とする「別定郵便局職員年金」に区分することができる。一方、国民年金や特殊職域年金などの公的年金を受給していない高齢者や受給をしていても所得額が一定水準以下の高齢者の所得を支援するために一般会計を財源とする「基礎年金」が2008年1月から実施されている。

「国民年金」は一階建てで構成されており、その中に「均等部分」と「所得比例部分」の二つの異なる要素を入れている。日本よりも「均等部分」の割合が高いため、所得再分配効果が大きく、社会的連帯の精神を強く反映した制度となっている。

韓国では公的年金である「国民年金」の歴史がまだ浅く、受給資格を満たした高齢者が少ない。また、60歳定年が義務化され始めたのは2016年からということで、50代に仕事を辞めた人が多く、引退後の老後収入を十分に確保していない人が多い。このような影響もあり、多くの高齢者は厳しい経済状況にあり、高齢者の貧困率は2018年時点で43.4%に至っている。これは同時点のデータが利用できるOECD34か国の平均14.8%を大きく上回る数値である。

2021年の韓国の高齢化率は16.5%で、日本の29.1%と比較して低い水準にある。しかしながら、同時点の合計特殊出生率は0.81(暫定)で日本の1.3を大きく下回り、今後、急激な少子高齢化が進むことが予想され、「国民年金」の持続可能性を疑問視する声が高まっている。

### 2. 沿革

韓国では1960年に「公務員年金」が最も早く導入され、その後1963年に「軍人年金」が「公務員年金」

から分離され実施された。1975年に導入された「私立学校教員年金」は、1978年に対象者を私立学校の事務職員まで拡大し、その名称を「私立学校教職員年金」に変更し、今まで実施されている。1988年には、ついに一般国民を対象とする「国民年金」が導入され、1992年には、郵便局の職員を対象とする「別定郵便局職員年金」が実施された。1999年4月からは、都市地域の自営業者まで「国民年金」の対象者になり、いわゆる国民皆年金制度の時代が到来することになった。

つまり、導入当時には10人以上の事業所の正規労働者を対象として施行された「国民年金」は、それ以降、加入範囲を拡大し、1992年には5人以上の事業所へ、1995年には農漁民及び農漁村地域自営業者へ、1999年4月には都市地域自営業者へ、2003年7月には5人未満の事業所の雇用者に拡大・適用することになった。

韓国では1998年と2007年に大きな年金改革が行われた。1998年の改正では所得代替率が既存の70%から60%に調整され、年金の受給開始年齢も60歳から段階的に65歳まで引き上げることが決まった。

また、韓国政府は2007年に年金財政の安定化を目的に、国民年金を改正した。2008年の所得代替率を60%から50%に引き下げ、それ以降も所得代替率を、毎年0.5%ずつ引き下げることを選んだ。2022年現在の所得代替率は43%であり、2028年には40%となる。

さらに、2007年には、低所得・無年金高齢者を対象に、税財源による無拠出制給付の「基礎老齢年金法」が可決され、2008年1月から「基礎老齢年金」が施行された。これは、一定の所得水準以下の高齢者に対して、資力調査に基づいて支給される公的扶助制度である。そして、2014年7月からは、「基礎老齢年金」の給付水準を引き上げて、「基礎年金」に代替された。2021年からは所得下位70%の高齢者に最大30万ウォン(3.3万円、1ウォン=0.11円で換算、以下同一)が支給されている。

### 3. 「国民年金」の加入・受給状況

#### (1) 加入状況

韓国の公的年金のうち加入者が最も多い「国民年金」の加入者数は、2021年末現在約2,235万人まで

増加した。「国民年金」の加入者は、国内に居住する18～59歳の国民や外国人であり、「事業所加入者」と「地域加入者」に大別できる。「事業所加入者」は、18～59歳の被用者で、加入者数は約1,458万人となっている。他方、「地域加入者」は、18～59歳の自営業者、27歳以上の無業者などで、加入者数は約683万人である。

この他、専業主婦など被用者を配偶者にもつ無所得の既婚者や、27歳未満の無業者は任意に加入する「任意加入者」となっている（2021年末現在約40万人）。また、保険料の最低拠出年数を満たさないために、60歳を超えても保険料を払い続ける「任意継続加入者」もいる（2021年末現在約54万人）。

なお、韓国には、日本の「第3号被保険者制度」に相当する制度はない。したがって、被用者の専業主婦の妻であっても、「任意加入者」となって保険料を支払わない限り、高齢期に「国民年金」を受給できない。

## (2) 受給状況

「国民年金」の受給状況をみると、「国民年金」が導入された1988年から34年しか経ていないことから、受給者数は2021年時点で約586万人（老齢年金：約489万人、障害年金：約7.7万人、遺族年金：約89万人）にとどまっている。2002年の受給者数約96万人と比べると受給者数は大きく増加しているが、加入期間が短かったため給付額が少ない高齢者が多い。さらに年金の受給権がない高齢者も少なくない。

韓国保健社会研究院の調査結果によると、2019年時点で65歳以上高齢者のうち、「国民年金」と「特殊職域年金」から年金を受給している人の割合は47%（「国民年金」42%、「特殊職域年金」5%）であった（男性が66%）。また、年金の平均受給額は、月額59万ウォン（約6.5万円、男性72万ウォン（約7.9万円）、女性41万ウォン（約4.5万円））であった。2022年現在、老齢年金の支給開始年齢は62歳となっている。老齢年金の支給開始年齢は、98年改正によって、2013年以降、5年ごとに1歳引き上げられ、2033年には65歳となる予定である。この点、誕生年の違いから支給開始年齢をみると、1953～1956年生まれば61歳、1957～1960年生まれば62歳、1961～1964年生まれば63歳、1965～1968年は64歳、1969年

以降の生まれは65歳となる。

## (3) 給付内容

20年以上加入して62歳に達した者は、基本年金額について減額のない「完全老齢年金」を受給できる。加入期間20年を超えると、超過年数1年ごとに基本年金額の5%が加算され、40年間で平均所得の43%を受給できる（2022年）。

他方、加入期間10年以上20年未満の場合は、基本年金額の50%から95%の範囲で「減額老齢年金」が支給される。減額老齢年金の最低加入期間10年を満たさないと、受給資格を得られない。

「国民年金」の老齢年金給付は、「基本年金額」を主体として、一定の要件を満たす受給者に家族手当的性格の「加給年金額」が加えられる。基本年金額や加給年金額は物価スライドで調整されている。年金給付には最高限度額が設定されている。

### ① 基本年金額

基本年金額の算定式には、全加入者の平均月額所得に基づいて算定する「均等部分」と、個々の加入者の全加入期間における基本月額所得の平均に基づいて算定する「所得比例部分」の二つの要素から構成されている。

まず、「均等部分」の存在によって、高所得者から低所得者への所得再分配が機能している。また、加入期間20年を超過する期間については、1年間ごとに5%が加算される。同算定式（1999年から2007年の期間）は、40年間加入した被保険者の生涯平均所得が全被保険者の平均所得と同額であった場合に、所得代替率60%となるように設計されていた。しかし、2007年改正によって所得代替率は引き下げられ、2028年には40%まで下がることになった。

$$\text{(式) 基本年金額} = \text{乗率 (2022年は1.29)} \times (A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_{17}/P)$$

A = 年金支給開始直前3年間の全ての被保険者の平均月額所得

B = 被保険者本人の保険加入期間中の基本月額所得（標準報酬月額）の平均値

n = 被保険者本人の保険加入期間のうち20年を超えた月数

※A及びBに乗じる乗率は、2008～2027年にかけて、1.5から毎年0.015減少し、2028年には1.2となり、固定される予定。

## ② 加給年金額

年金受給権取得後に、加入者が、配偶者、18歳未満または2級以上の障害がある子供、60歳以上または2級以上の障害のある親をもち、扶養している場合には、基本年金額に加えて加給年金が支給される。

## 4. 負担, 財源

### (1) 財源

「国民年金」の財源は、主に加入者の保険料によっている。ただし、保険料の徴収や給付の事務を担う国民年金サービスの費用の一部と、農・漁業者の保険料の一部は国庫負担で補填している。

### (2) 保険料率

被用者を対象とする「事業所加入者」の保険料率は、9.0%であり、労使折半で負担する。また、自営業者などを対象とする「地域加入者」の保険料率も9.0%であるが、これは全額本人が負担する。さらに、専業主婦などが任意に加入する「任意加入者」や「任意継続加入者」の保険料率も9.0%であり、全額本人負担となっている。ただし、任意加入者は所得が確定しないので、事業所加入者及び地域加入者の月額所得の中央値を本人の基本所得とみなす。本人の希望によって、中央値よりも高い額を基本所得とすることもできる。

## 5. 財政方式, 積立金の管理運用

完全老齢年金の支給が2008年から始まるなど、「国民年金」が給付面において成熟しておらず、年金財政収支は収入超過の状態が続いている。収支の差引残は積み立てられ、高齢化のピーク時のために備えられている。2022年3月末における国民年金基金は約929兆ウォン（約102兆円）まで増加した（1988年から2021年までの年平均の投資収益率は6.76%）。

国民年金基金の投資先（2022年3月末）としては、国内債券が約326兆ウォン（約36兆円、全体の35.1%）、海外株式が約250兆ウォン（約28兆円、26.9%）、国内株式が約157兆ウォン（約17兆円、

16.9%）、オルタナティブ投資（代替投資）が約127兆ウォン（約14兆円、13.7%）、海外債券が約64兆ウォン（約7兆円、6.9%）、短期資金が3.3兆ウォン（約0.4兆円、0.4%）、その他・福祉が約1.6兆ウォン（約0.2兆円、0.2%）となっている。

基金の約99.8%が債券や株式投資など金融セクターへの投資となっている。

## 6. 制度の企画, 運営体制

年金の企画は、保健福祉部が担当している。他方、「国民年金」の保険料の徴収は国民健康保険公団が、給付の裁定・支給、国民年金基金の管理・運用は、国民年金公団（National Pension Service）が行う。

## 7. 私的年金

### (1) 企業年金－退職年金制度－

5人以上の事業所に、退職金制度（一時金）あるいは退職年金制度を導入することが法律で義務付けられている（勤労者退職給付保障法、2005年12月施行）。退職年金制度には、給付建て（DB）、拠出建て（DC）、個人退職口座（IRA）の3種類がある。韓国政府は2016年からは、従業員数300人以上の企業に対して「退職年金制度」の導入を義務化し、段階的に導入を促進する政策を行った。2022年4月14日には「勤労者退職給与保障法及び施行令」の改正案を施行し、従業員数30人以下の企業が共同基金を助成し、労働者に退職金を支給する「中小企業退職年金基金制度」を実施した。韓国政府は中小企業の参加を促進するために、1か月の給料が230万ウォン（25.3万円）未満の労働者に対する使用者負担の10%を助成する計画である（2020年現在の退職年金制度の導入率は、従業員数30人以下が24.0%、従業員数が30～300人未満が77.9%、従業員数300人以上が90.8%）。

### (2) 個人年金

OECDのデータによると韓国の成人人口の個人年金の加入率は、2011年現在23.4%でそれほど高くない。しかし、すでに公的年金の所得代替率の引き下げが決まっており、韓国政府も個人年金への加入を奨励しているため、老後所得を確保する目的で個人年金に加入する人は増えると予想される。

## 8. 最近の議論や検討の動向

### (1) 「基礎年金制度」の給付額の引き上げ

2014年7月からは既存の「基礎老齢年金制度」を改正した「基礎年金制度」が実施されている。「基礎年金制度」は、朴槿恵元大統領の選挙公約の一つであり、既存の「基礎老齢年金制度」の給付額を引き上げた制度である。つまり、2013年時点で単身世帯には1か月当たり最大96,800ウォン（約1.06万円）、夫婦世帯には154,900ウォン（約1.7万円）が支給されていた給付額が最低10万ウォン（1.1万円）から最大20万ウォン（2.2万円）まで調整された。その後、文在寅前大統領は基礎年金の最大給付額を2018年9月から月25万ウォン（2.75万円）に引き上げた。さらに、2019年4月からは所得下位20%の高齢者の基礎年金の給付額を既存の月25万ウォン（2.75万円）から月30万ウォン（3.3万円）に引き上げ、2021年からは所得下位70%の高齢者にまでも最大30万ウォン（3.3万円）の支給対象に含むことになった。

### (2) 失業クレジット制度

2016年8月からは求職活動中の失業者が年金保険料の納付を希望する際に、本人が保険料の25%だけを納付すれば、政府が保険料の75%を支援する失業クレジット制度が施行されている。既存では失業期間は年金保険料の納付例外期間であったので、この期間は年金の加入期間として認められなかった。失業クレジット制度の財源は雇用労働部の一般会計（保険料の25%分）、国民年金基金（保険料の25%分）、雇用保険基金（保険料の25%分）が均等負担する。

### (3) 公務員年金改正

公務員年金改正案は2015年5月29日に国会で成立し、2016年1月1日から施行されている。改正の主な内容は次の通りである。

- ・保険料率の引き上げ：既存で7%であった保険料率を段階的に引き上げ、2020年には国民年金と同様に9%に調整
- ・年金支給率の引き下げ：1年に1.9%であった年金支給率を段階的に引き下げ、2035年には1.7%に調整
- ・年金支給率に所得再分配要素を適用：年金支給率

- 1.7%のうち1%に対して、所得再分配要素を適用
- ・年金の支給開始年齢を統一：任用時期によって異なっていた年金の支給開始年齢を65歳に統一。2016～2021年退職：60歳、2022～2023年退職：61歳、2024～2026年退職：62歳、2027～2029年退職：63歳、2030～2032年退職：64歳、2033年以降退職：65歳
- ・遺族年金支給率を70%から60%に引き下げ
- ・物価スライドの適用を5年間中止
- ・分割年金制度の導入：離婚時に年金給付額の2分の1を配偶者に支給
- ・年金の受給資格期間を既存の20年から10年に短縮

### (4) 国民年金制度の改革案の提示

韓国政府は2018年12月14日に国民年金と基礎年金（65歳以上の高齢者のうち、所得認定額が下位70%に該当する者に支給される年金）を合わせ、月100万ウォン（11万円）前後の年金給付を保障する内容の国民年金制度改正案を提示した。韓国の保健福祉部がこの日発表した「第4次国民年金総合運営計画案」には、所得代替率（「国民年金」の給付水準、40～50%）と保険料率（9～13%）、そして基礎年金給付額（月額30～40万ウォン（3.3～4.4万円））を調整した四つの案が提示されており、その詳細は次の通りである。

#### ①第1案：「現行制度維持案」

第1案は、現在の保険料率（9%）と所得代替率（40%）を維持し、「基礎年金」を2021年に月額30万ウォン（3.3万円）に引き上げる案である。第1案が実施されると、平均所得者（1か月の所得が250万ウォン（27.5万円）である者）が「国民年金」に25年間加入した場合の「国民年金」と「基礎年金」を合わせた実質給付額（以下、平均所得者の1か月平均給付額）は86.7万ウォン（約9.5万円）となる。

#### ②第2案：「基礎年金強化案」

第2案は、第1案のように現在の「国民年金」を維持しながら、65歳以上の高齢者のうち、所得認定額が下位70%に該当する者に支給される「基礎年金」を月額40万ウォン（4.4万円）に引き上げる案である。「基礎年金」が上がると、平均所得者の1か月平均給付額は101.7万ウォン（約11.2万円）となる。ただし、第2案を実施するためには韓国政府の財政負担

が大きい。韓国政府は、「基礎年金」を月額40万ウォン(4.4万円)に引き上げた場合、2022年だけで20.9兆ウォン(約2.3兆円)が、さらに2026年には28.6兆ウォン(約3.1兆円)の関連予算が必要であると推計している。

### ③第3案:「老後所得保障強化案①」

第3案は保険料率を引き上げて、所得代替率を高める案である。つまり、第3案では、現在9%である保険料率を2021年から5年ごとに1ポイントずつ引き上げ、2031年には12%とすることにより、所得代替率を45%に高めることを提案している。第3案が実施されると平均所得者の1か月平均給付額は91.9万ウォン(約10.1万円)となる。

### ④第4案:「老後所得保障強化案②」

第4案も第3案と同じく、保険料率を引き上げて、所得代替率を高める案である。第4案では、現在9%である保険料率を2021年から5年ごとに1ポイントずつ引き上げ、2036年には13%にし、所得代替率を50%に高めることを提案している。その場合、平均所得者の1か月平均給付額は97.1万ウォン(約10.7万円)となる。

また、2018年12月24日には「第4次国民年金総合運営計画案(以下、計画案)」が国務会議で審議・発表された。計画案では、上記で説明した四つの改正案以外にも年金制度の信頼性向上に向けての改善案が発表された。その主な内容は次の通りである。

①国の支給保障を明示:年金制度が国民に信頼されるように、年金の給付を国が保障するという内容を明確化するように法律の改正を推進する。

②地域の低所得被保険者の保険料支援:事業中断、失職などにより保険料の納付が難しい地域の被保険者の保険料を支援する事業を推進する。

③職場の被保険者や農漁民の保険料支援対象を拡大:労働者10人未満事業所の事業主とその事業所に従事している労働者の社会保険料を最大90%まで支援する事業の労働者の所得基準を1か月190万ウォン(20.9万円)から210万ウォン(23.1万円)に拡大する(最低賃金の引き上げによる事業者の負担緩和と、労働者の雇用保障が目的)。

④国民年金出産クレジット制度の拡大:子供が2人以上の世帯については、年金保険料を追加納付したものと認める出産クレジット制度の対象を拡大する。

改善案では出産及び子育てによる社会的貢献を認め、子供が1人である場合でも6か月分の保険料を追加で納付したと認定する。そして、子供が2人の場合は12か月、子供が3人の場合は18か月の保険料を追加で納付したと認定する(上限は50か月)。

## 9. 今後の課題

2020年における韓国人の平均余命は、83.5歳(男性80.5歳、女性86.5歳)で、国民年金が導入された1988年の70.0歳(男性66.3歳、女性74.6歳)に比べると10歳以上も長生きすることになった。しかしながら、1997年のアジア通貨危機や最近の経済のグローバル化などの影響などで50歳前後に非自発的に会社を辞めることが多く、高齢者は20~25年という老後に対する公的あるいは私的な準備が必要である。1988年に導入された、国民年金制度は満額の年金を受給するためには40年という加入期間が必要であり、2028年になってからはじめて、国が約束した所得代替率によって満額の給付が受けられる。しかしながら、所得代替率は国民年金制度が導入された以降、継続的に引き下げられ、満額を受給しても将来年金給付だけで健康で文化的な生活が保障できるとはいえない状況である。

また、公的所得保障制度が十分ではなかった時代には、子女からの経済的支援によって生活することが一般的だったが、出生率が低下し核家族化が進んだ現在においては、子女からの経済的支援を期待することもなかなか難しくなったのが現実である。

特に、国民年金が給付面で成熟の段階に入る2028年以前に退職を迎えるベビーブーム世代の老後所得を、国としてどのように保障すべきであるのかについて十分な検討が行われるべきである。

また、ベビーブーム世代の退職や少子高齢化の進行によって急速に増えることが予想される給付額をどのように確保し、将来の年金財政安定化をどのように構築すべきかを検討することも重要である。すでに国民年金制度は1998年と2007年に財政安定化のための年金法の改正を行った経緯がある。すなわち、1998年の改正では所得代替率が既存の70%から60%に調整され、年金の受給開始年齢も60歳から段階的に65歳まで引き上げることが決まった。2007年改正では、所得代替率を追加的に調整し、長期的に2028

年には40%まで引き下げることになった。それにもかかわらず、国民年金の積立金は2055年に枯渇することが予想されている。したがって、年金の持続可能性を高めるためには1998年以降9%に固定されている保険料率の引き上げを迅速に検討・実施する必要がある。

また、定年と年金支給開始年齢のギャップを埋めるための対策を急ぐべきである。国民年金の支給開始年齢は60歳から65歳に段階的に引き上げられることが決まっており、実際の退職年齢（定年60歳）との間に差が生じている。高齢者の所得を保障するためには国民年金の支給開始年齢と定年を同じ年齢にし、所得が減少する期間をなくす対策を取らないといけない。

公的年金制度の改革とともに労働市場の改革も大事である。多数の若者や女性、そして高齢者が労働市場で十分に活躍しておらず、彼らの多くは、非正

規労働などの不安定労働者として労働市場に参加しているケースが多い。彼らにとっては将来の所得保障より現在の所得保障がより大事な問題かも知れない。

現在の年金制度を持続可能な制度にするためには何より、雇用を拡大し雇用の安全性を維持させることが大事であるだろう。今後、韓国政府がどのような雇用政策を行い、年金制度を維持して行くのか、今後の動きに注目するところである。

.....

#### 主な参考文献

- OECD (2015), Pension at a Glance 2015.
- 金明中 (2019) 「韓国政府, 国民年金制度の改正案を提示」(ニッセイ基礎研究所『保険・年金フォーカス』2019年1月10日)
- 金明中 (2020) 『韓国における社会政策のあり方』旬報社
- 藤森克彦 (2020) 「韓国の年金制度」『年金と経済』2020.7, vol.39 No.2